

NEWSWAVE

発行
株式会社 常陽経営コンサルタンツ

新しい時代を切り拓く実践経営情報紙

2009 年度の物納申請件数は 727 件 ピーク時 92 年度の約 6% まで減少

国税庁がこのほど公表した 2009 年度相続税の物納申請状況等によると、今年 3 月までの 1 年間の物納申請件数は 727 件(前年度比 4.2%増)、金額では 654 億円(同 16.0%増)となり、件数で 10 年ぶり、金額で 6 年ぶりに増加に転じた昨年に引き続き増加した。

物納申請件数は、バブル崩壊後の 1990 年度以降、地価の下落や土地取引の停滞などを反映して著しく増加した。それまで年間 400~500 件程度に過ぎなかったものが、バブル期の地価急騰及びその後の地価急落で、路線価が地価を上回る逆転現象が起こり、土地取引の減少から土地を売ろうにも売れず、90 年度に 1,238 件、91 年度に 3,871 件、そして 92 年度には 1 万 2 千件台まで急増した。

しかしその後は、事前に相続税額を試算して納税準備をするなど相続開始前から納税対策を行う納税者が増えたことなどから、99 年度以降年々減少している。2009 年度は 2 年連続の増加となったが、ここ 3 年間は 89 年度(515 件)以来の 1 千件割れが続いている。

2009 年度の申請件数はピーク時 92 年度(1 万 2,778 件)の約 6%、金額でも同ピーク時 92 年度(1 兆 5,645 億円)の約 4%まで減少している。

一方、処理状況は、前年度からの処理未済を含め 914 件を処理し、全体の 8 割近い 711 件が許可されて財務局へ引き渡され、物納財産として不適格として 54 件が却下、残りの 149 件は納税者自らが物納申請を取り下げている。

難関の地域ブランド登録取得 讃岐うどんの見通しやいかに

香川県内の「本場さぬきうどん協同組合」は 7 月、「本場さぬきうどん」の名称入りのロゴマークの商標登録を特許庁に申請した。県外で「さぬきうどん」の暖簾が増えているが、「讃岐のうどんではない」との苦情も多い。中国には偽ブランドも現れた。高松空港にはこの夏、無料でさぬきうどんのだし(スープ)が飲めるコーナーも出来て、県外客への PR に懸命だ。

「さぬき(讃岐)うどん」は一般名称であるとの理由で難しいとされる地域ブランド(地域団体商標)登録も、「本場」の商標の使用実績を重ねることで難関突破を目指す。地域ブランド取得後急成長した草加せんべい(埼玉県)は、「ブランドを育てよう」という組合員一同の努力で年間 57 億円もの売上を誇っている。

一方、「喜多方ラーメン」(福島県)は特許庁に却下され、知財高裁にまで申し立てする事態に。特許庁は、事業協同組合「喜多方老麺会」の加盟店が 43 店で同業者全体の半分も満たさず、したがって制度の趣旨である「地域全体とはいえない」とした。地元は反論中だが、第三者は「喜多方ラーメンはもはや有名ブランドだから」という見方が強い。

地域ブランドの線引きが「分かりにくい」「地域経済の活性化に寄与する」という名目のハードルが高いとの声もある。「さぬきうどん」も有名ブランド。スープのサービスは「味な計らい」となって、お客さんへの呼び水となるかどうか、吉報が待たれる。